

別表（要綱第4条関係）

社会福祉法人米原市社会福祉協議会地域福祉活動補助額

1. 基本補助

【基準日：令和8年4月1日】

自治会世帯数	補助額	対象自治会
200世帯以下	7,500円	長久寺・須川・大野木・清滝・梓・河内 志賀谷・北方・菅江・山室・大鹿・堂谷 本郷・万願寺・西山・加勢野・市場・夫馬 烏脇・坂口・村居田・井之口・野一色・小田 間田・天満・本市場・池下・山東桜ヶ丘 すみれヶ丘・平和台・グリーンタウン坂口 ヴィラルシオール・グリーンヒルズあさひ
		甲津原・曲谷・甲賀・吉槻・上板並・下板並 大久保・小泉・伊吹・上野・弥高・高番 杉澤・伊吹ヶ丘・南川・村木・大清水・藤川 寺林・上平寺
		梅ヶ原・中多良・上多良・多良・朝妻・筑摩 入江・賀目山・米原ステーションタウン 河南・樋口・南三吉・三吉・西坂・東番場 西番場・一色・枝折・下丹生・上丹生
		多和田・能登瀬・日光寺・寺倉・新庄・箕浦 西円寺・岩脇・近江さくらが丘 リバティー近江・舟崎・高溝・長沢・飯 世継・近江ニュータウン重町 近江グリーンタウン・高溝東 リーディング坂田・イースクエア坂田
201～300世帯	12,500円	朝日 米原・米原西・醒井 サンライズ近江・近江母の郷ニュータウン レイクサイド宇賀野
		柏原・長岡 春照 下多良・磯 顔戸・宇賀野
301世帯以上	17,500円	

2. ふれあいいいききサロン ※加算額1は令和8年度末で終了、令和9年度は加算2を増額予定

補助額	算出方法： 1,000円×回数 限度額：24,000円 ※複数拠点で開催する場合：36,000円		
加算額	1	異世代交流を行った場合に加算	算出方法：1,000円×回数 限度額：5,000円
	2	毎月1回以上開催した場合に加算	(年額) 5,000円

### 3. 子ども食堂または学習支援

補助額	算出方法： 1,000円×回数 限度額：24,000円 ※複数拠点で開催する場合：36,000円
加算額	子どもに限らない多世代が参加できる食堂（地域食堂）とした場合に加算
	算出方法： 2,000円×回数 限度額：10,000円

### 4. 福祉懇談会

補助額	1回 3,000円 各年度1回に限り交付する。
-----	----------------------------

※可能な限り社協職員に出席要請を行う。

### 5. 見守り活動

見守り ネットワーク会議	算出方法： 2,000円×回数 限度額：24,000円 ※福祉懇談会と同一の会議は除く。 ※ふれあいいきいきサロンと同一時間の開催は除く。
	加算額 災害時に備えた要支援者に対する個別の避難支援計画の作成（更新） を内容とした場合に加算 算出方法： 2,000円×回数 限度額：24,000円
見守り訪問活動	算出方法：1,000円×実施月数 限度額：12,000円 交付要件：①から③のすべてに該当すること ①見守りネットワーク会議が当該年度中3回以上開催されること ②サロン活動など特定の事業の参加者のみを対象としていないこと ③特定の個人のみが行う訪問活動でないこと

### 6. 避難行動要支援者参加型避難訓練

補助額	算出方法：1回 3,000円 各年度1回に限り交付する。
-----	---------------------------------

### 7. 新規事業

補助額	○毎年度3自治会まで ○1年目：3自治会総額50万円 2年目：3自治会総額25万円 3年目：3自治会総額15万円 ○総事業費の3/4を上限とする。
-----	---